

# 住宅性能証明書発行手数料

令和7年4月改定



株式会社確認検査愛知

## 【一戸建て住宅】

(税込) 単位:円

住宅の区分	申請対象	省エネ・バリアフリー	耐震
住宅の新築	当機関に当該住宅の【表1】-①のいずれかの申請があり、設計審査を省略できる場合	44,000	48,000
	他機関の当該住宅の【表1】-①のいずれかの評価書又は通知書があり、設計審査を省略できる場合（申請の際、書類の原本提示）	54,000	58,000
	当機関に確認申請の引受をしているもの	88,000 ※1	94,000
	他機関に確認申請の引受をしているもの	88,000 ※1	94,000
新築住宅の取得	当機関発行の当該住宅の【表1】-②があり、設計審査を省略できる場合	25,000	25,000
	他機関発行の当該住宅の【表1】-②があり、設計審査を省略できる場合(申請の際、書類の原本提示)	25,000	25,000

- 建築基準法に規定に基づく現場検査（当機関受付）と同時に現場検査ができない場合、下記の地域の現場検査については、現場検査回数ごとに遠隔地手当を加算します。20,000円/回（消費税込み表示）

豊川市・豊橋市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村

- ※1. 在来木造・枠組壁工法以外の構造の一戸建て住宅で、省エネルギー性の場合においては、上記手数料に50%を加算します。

## 【表1】

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計住宅性能評価書等</li> <li>・フラット35S設計検査に関する通知書</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フラット35S適合証明書</li> </ul>

- いずれも省エネ性能基準、耐震性基準又はバリアフリー性基準に適合している場合に限ります。